令和9年度　入所（園）申込の手引き



〒699－4692
邑智郡美郷町粕渕１６８番地
美郷町役場　健康福祉課　子育て支援係
電話　０８５５－７５－１９３１

☆保育所(園)の入所申込書を提出する前に、必ずよくお読みください。

１　保育の必要性の認定

保育所(園)等に入所するには、家庭で保育できない理由が必要です。保育所（園）の利用を希望される保護者は保育の必要性の認定を受けていただくことになります。

★保育の必要性の認定（３つの認定区分）

認定区分		内容	利用先
１号認定	教育標準時間認定	お子さんが満３歳以上で教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園（保育の必要性のない児童）
２号認定	満３歳以上保育認定	お子さんが満３歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
３号認定	満３歳未満保育認定	お子さんが満３歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育施設等）

※美郷町には、幼稚園と認定こども園はありません

２　「保育の必要性の認定」申請手続きについて

認可保育所等の利用申込みと同時に「保育の必要性の認定」を申請します。（入所申込書が支給認定申請書を兼ねています。）保育を必要とする理由に応じて、保育**標準時間**認定または保育**短時間**認定となります。

保育を必要とする理由に変更があった場合、届出が必要です。

★審査の内容（認定区分）

	保育を必要とする理由	保育の必要量
１	就労	標準または短時間
２	妊娠、出産	標準時間
３	保護者の疾病、障がい	標準時間
４	介護、看護	標準または短時間
５	災害復旧	標準時間
６	求職活動	短時間
７	就学（職業訓練校等を含む）	標準または短時間
８	虐待やDVの恐れ	標準時間
９	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間
１０	１歳未満児育児中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間

【保育標準時間】保育時間　7:15～18:15
（1 日当たり最大 11 時間、1 月 292 時間まで利用）
主にフルタイムを想定した時間（就労時間の下限は 1 週当たり 30 時間かつ 1 ヶ月当たり１２０時間勤務とする）
例：１日６時間×週５日×４週間＝１２０時間

【保育短時間】保育時間　8:30～16:30
（1 日当たり最大 8 時間、1 月 212 時間まで利用）
主にパートタイムの就労を想定した時間（就労時間の下限は１ヶ月当たり４８時間以上とする。原則週３日以上）
例：１日４時間×週３日×４週間＝４８時間

※それぞれの家庭の就労状況・勤務時間等に応じて認定します。実際の保育時間については、保育所等を利用するときに施設と相談の上決定します。

利用手続きの流れ（イメージ）

☆新制度における幼稚園等を希望する場合（１号認定）

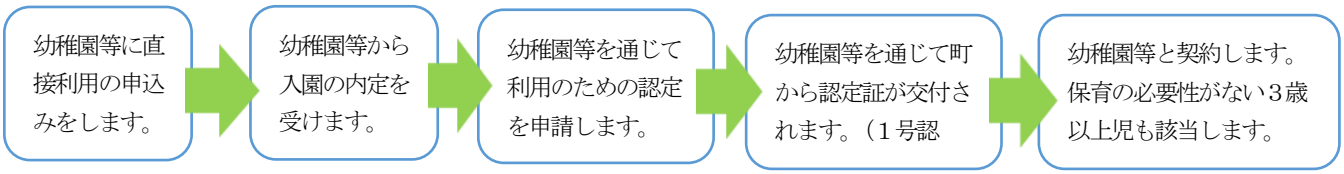

☆保育所等を希望する場合（2、３号認定）

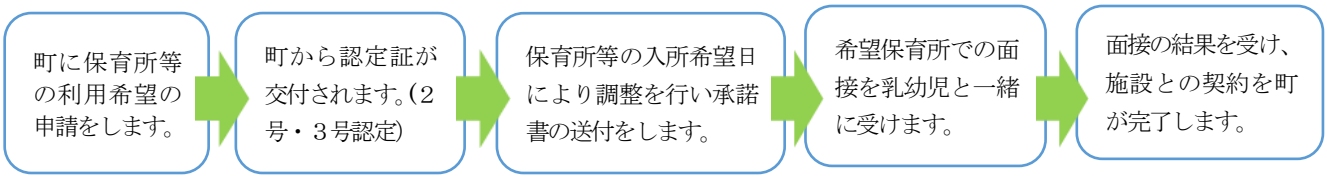

３　保育所（園）申込受付

（1）4月入所申込・年度途中の入所申込（5月以降の入所を希望される場合）一斉受付

受付期間	令和８年１２月２２日（火）まで
受付場所	美郷町役場健康福祉課　または　大和事務所

職場復帰等、年度内の入所の予定がある方は、一斉受付時に申込をお願いします。

（2）年度途中入所申込

随時受け付けます。入所希望日の２か月前には提出書類をすべて揃えて申込みをして下さい。

※　随時受け付けていますが、保育園の職員体制等により入所できない場合があります。

（3）美郷町外の保育所入所希望

美郷町以外の保育所を希望する場合でも、美郷町を通して申込む必要があります。市区町村によって、受付期間や提出書類が異なりますので、あらかじめ、希望する保育所を管轄する市区町村に、申込締切日及び必要書類等を確認し、市区町村申し込み締切日の２週間前までに美郷町へお申込みください。

また、町外へ転出予定の方で転出先の保育所への入所を希望する方は、必ず転出先の市区町村へ申込締切日・必要書類等をご確認ください。締切日より後に転出される場合は、事前申込みをする必要があります。

４　申込みに必要な書類

次の①②の書類を提出して下さい。提出いただいた書類は、入園できない場合でもお返しできません。

① **保育所入所申込書**　※児童１人につき、１枚提出。
② **保育の必要性の証明書**

※児童の父母それぞれに１枚ずつ提出。

受入人数を超過し優先利用の判断が必要な場合は、１８歳以上６０歳未満の同居者全員の証明書の提出をお願いすることがあります。

保育を必要とする理由により、提出書類は下記のとおり異なります。

	保護者の状況	提出確認書類等
1	就労	就労証明書（１ヶ月４８時間以上労働すること。原則週３日以上）

2	妊娠、出産	保育を必要とする申立書 母子健康手帳の出産日の表示部分の写し
3	保護者の疾病、障がい	保育を必要とする申立書 保育に欠ける疾病の診断書、又は障害者手帳、介護認定証の写し
4	介護・看護	保育を必要とする申立書 被看護者の診断書又は障害者手帳の写し
5	災害復旧	保育を必要とする申立書 災害、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること（罹災証明等）
6	求職活動	保育を必要とする申立書 雇用保険受給者証の写し、ﾊﾛｰﾜｰｸで作成するカード、離職票受付の写し等
7	就学（職業訓練校等を含む）	保育を必要とする申立書 在学証明書（１ヶ月４８時間、原則週３日以上就学すること）
8	虐待やDVの恐れ	保育を必要とする申立書 役場や児童相談所などへ相談があること
9	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休暇期間の記載のある就労証明書 ※基本的には育休該当児が 1 歳に到達する日までですが、出産児の入所申し込みを 1 歳に到達する日までにした方で就労復帰予定時に入所（園）できなかった場合は、最長で出産児が 1 歳に到達した年度の 3 月まで継続入所を認めます。
10	１歳未満児育児中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育を必要とする申立書 母子健康手帳の出産日の表示部分の写し

・保育の必要性のない場合は、退所していただくこともありますので、ご了承ください。

・求職活動中の場合、保育の認定期間は入所日から９０日となります。

・妊娠出産で入所の場合は、出産予定日から起算して８週前（多胎の場合は 14 週）の月の初日から、出産予定日（出産日）から８週後の月の末日までの認定です。

※提出書類に虚偽が認められた場合、入所決定後であっても、保育の必要性の認定及び入所を取り消します。

５　認定と入所までの流れ

（1）入所申込の結果について

４月入所希望の方は２月中に結果を通知し、あわせて支給認定証等を送付します。

途中入所希望（５月以降）の方は、毎月初旬に審査・調整を行い、その後結果を通知します。

一斉受付で申込みされた年度途中入所希望の方は、入所予定１か月前頃に入所時期等に変更がないか再度確認させていただきます。その後調整を行い、結果の通知、支給認定証等を送付します。

（2）入所説明・面接について

入所が決定した保育所と日時を調整していただき実施します。お子さまと一緒に面接を受けてください。

（3）慣らし保育・延長保育・土曜保育について

入所後、お子さまが集団生活に慣れるまでは平常保育を行うことが困難なため、「慣らし保育（短時間）」を実施しています。期間についてはお子さまの月齢・年齢等に差異がありますので、入所保育所へご相談ください。

延長保育、土曜保育の利用は、入所決定後に各保育所でご相談ください。

６　保育料について

美郷町では、平成 30 年度４月より町内在住のすべての第１子からの保育所利用料が無料になりました。

※国が定めた保護者負担分について、島根県の補助金を利用し、残りを町で負担しています。

7　美郷町内保育所について

令和８年１１月現在

保育所名	住所	運営	定員	入所可能年齢	特別保育	電話番号	開所時間	備考
美郷町 都賀保育園	都賀西 ５９６－４	私立	３０名	６ヶ月 以上	一時保育 延長保育 (超過料金： 150 円/30 分)	(0855) 82-2217	7:15～ 18:15	土曜： お弁当
おおち 保育園	粕渕 37-4	私立	60 名	６ヶ月 以上	一時保育 延長保育 (超過料金： 150 円/30 分)	(0855) 75-0054	7:15～ 18:15	土曜： お弁当

8　その他 問合せについて

ご不明な点等ありましたら、役場 健康福祉課 子育て支援係 ☎75-1931 までご連絡ください。